

【発展問題】

⑤ 次の史料A・Bを読み、設問に答えよ。 (配点30点)

A さてこの式目をつくられ候事は、なにを本説として注し載せらるるの由、
① 人さだめて謗難を加うる事候か。ま事にさせる本文にすがりたる事候はね
ども、たゞ (②) のおすところを記され候者也。かやうに兼日にさだめ
候はずして、或はことの理非をつぎにして其人のつよきよはきにより、或は、
御裁許ふりたる事をわすらかしておこしたて候。かくのごとく候ゆへに、か
ねて (③) の躰をさだめて、人の高下を論ぜず、偏頗なく裁定せられ候
はんために、子細記録しをかれ候者也。…(中略)…この式目は、…(中略)…
あまねく人に心えやすからせんために、武家の人へのはからひのためばかり
に候。これによりて、京都の御沙汰、律令のおきて聊もあらたまるべきにあ
らず候也。

九月十一日

④ 武蔵守

⑤ 駿河守殿

B 一 諸国 (⑥) 人奉行の事

右、⑦ 右大将家の御時定め置かるる所は、(⑧)・謀叛・殺害人付たり
夜討・強盗・山賊・海賊等の事なり。

一 諸国 (⑨)、年貢所当を抑留せしむる事

右、年貢を抑留するの由、(⑩)の訴訟有らば、即ち結解を遂げ勘定
を請くべし。

一 御 (⑪) を帶すと雖も知行せしめず、年序を経る所領の事

右、当知行の後、(⑫)ヶ年を過ぎば、大将家の例に任せて理非を論
ぜず改替に能はず。

一 女人 (⑬) の事

右、⑭ 法意の如くばこれを許さずと雖も、大将家御時以来当世に至るま
で、其の子無きの女人等、所領を (⑬) に譲り与ふる事、不易の法勝
計すべからず。加之、都鄙の例先蹤惟れ多し。評議の処尤も信用に足る
か。

- 問1 下線部①に関して、「人」とはどのような人々を指すか。次の a～d のうちから一つ選べ。
- a 御家人 b 非御家人 c 庶民 d 朝廷の人々
- 問2 空欄（ ② ）に該当する語句を、漢字2字で記せ。
- 問3 空欄（ ③ ）に該当する語句を、漢字3字で記せ。
- 問4 下線部④の人物は誰か。
- 問5 下線部⑤の人物が当時就任していた役職は何か、役職名を記せ。
- 問6 空欄（ ⑥ ）に該当する語句を答えよ。
- 問7 下線部⑦の人物は誰か。
- 問8 空欄（ ⑧ ）に該当する語句を答えよ。
- 問9 空欄（ ⑨ ）に該当する語句を答えよ。
- 問10 空欄（ ⑩ ）に該当する語句を、次の a～d のうちから一つ選べ。
- a 地頭 b 御家人 c 本所 d 惣領
- 問11 空欄（ ⑪ ）に該当する語句を、次の a～d のうちから一つ選べ。
- a 官符 b 下文 c 詔勅 d 宣旨
- 問12 空欄（ ⑫ ）に該当する漢数字を答えよ。
- 問13 空欄（ ⑬ ）に該当する語句を答えよ。
- 問14 下線部⑭と関係の深い語句を史料A中から漢字2字で引用せよ。
- 問15 幕府は史料Bを制定後、必要に応じて多くの法令を出したが、それらを総称して何というか。